導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

新富町の人口は、戦後の人口急増後、ゆるやかに増加を続けてきたが、平成12年の19,058人をピークに減少に転じ、平成27年は17,373人となっている。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、本町の総人口は今後も減少傾向が続くと推計されており、平成52年には、平成27年と比較すると約20％減少すると予想されている。

また、年少人口（15歳未満人口）は昭和35年から、生産年齢人口（15～65歳未満人口）においては平成12年から減少が続いている一方で、老年人口（65歳以上人口）は年々増加しており、今後も同様の傾向が続くと予想されている。

本町の基幹産業は第1次産業であり、農地面積は約2,170ヘクタールで、水田と畑がほぼ半分である。水田地帯では早期水稲や施設園芸が盛んで、ピーマン、キュウリ、トマトなどが栽培されている。畑地帯では、加工用甘藷、茶、そば、小麦などが栽培され、養鶏、肉用牛、酪農などの畜産も盛んである。

さらに、隣接している宮崎市との境に流れる一ッ瀬川では、ウナギの稚魚であるシラスが捕れることや、温暖な気候でシラスの生育が早いことなどから、本町では養鰻が盛んである。

第2次産業は、土木工事業や建設工事業などの建設業の割合が高く、製造業は、精密機械製造業、工業用製品製造業、食品製造業など幅広い業種がある。

第3次産業は、卸・小売業をはじめ、飲食サービス業、生活関連サービス業、運送業、不動産業、医療、福祉など様々な業種があるが、いずれも小規模事業者が多い。また、近年では飲食業、小売業の創業が増えている。

事業所・企業統計調査及び経済センサスによると、本町の事業所総数は減少傾向にあり、サービスや生産活動の低下、雇用機会の減少など、地域経済の衰退が懸念されている。このような状況を招く要因は、少子高齢化の進展や人口減少、消費者ニーズの多様化、郊外大型店の出店による価格競争など様々な問題が挙げられるが、本町産業が今後さらなる成長、発展を目指すには、市場ニーズを踏まえた商品開発や販路開拓、社会情勢の変化に対応できる戦略的な設備投資、競争を勝ち抜くための技術力強化などを積極的に推進する必要がある。

（２）目標

本町経済の活性化を図るため、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく基本計画を策定し、中小企業の設備投資を促す。

その実現のため、計画期間中に３件の先端設備等導入計画の認定を行うことを目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

町内事業所の労働生産性の向上を促進し、本町産業の成長発展を図るため、先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性が、年平均３％以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

本町の産業は、農業をはじめ製造業、卸・小売業、サービス業など多岐に渡る業種が地域経済を支えていることから、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

よって、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

　　　本町の東側には宮崎県の大動脈である国道10号が縦断し、西側を縦断する東九州自動車道の西都・高鍋の両インターチェンジからは、町内全域車で約20分程度とアクセスに便利である。そのため、本町の産業は町内全域に展開している。

こうした状況を踏まえ、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は町内全域とする。

（２）対象業種・事業

本町では、様々な業種が地域経済活性化の役割を担っており、本町経済のさらなる成長を図るためには、すべての業種の生産性の向上を促進する必要がある。

よって、本計画においては、労働生産性の向上が年平均3％以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い業種・事業を対象とする。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

　　　国が同意した日から3年間とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

　　　事業者が策定する計画の期間は、３年間、４年間又は５年間とする。

５　先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

　　人員削減を目的とした先端設備等導入計画や、公序良俗に反する計画、反社会的勢力との関係が認められる計画は対象とならない。

　　また、町税等の滞納があるものも対象とならない。

主に売電を目的とした太陽光発電事業をはじめとする再生可能エネルギー発電事業に関しては、その性質から町内の日常的な雇用に結びつくことが少なく、町内産業への経済波及効果も希薄であるため、認定の対象としない。

（備考）

　　用紙の大きさは日本工業規格Ａ４とする。